２　法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める経験は、臨床研修等修了医師が、同項に規定する医師の確保を特に図るべき区域に所在する病院又は診療所（以下この条及び第七条の二において「医師少数区域等所在病院等」という。）において、六月以上の期間診療に従事し、かつ、当該病院等において次に掲げる全ての業務を行った経験とする。

一　個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務

二　他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務

三　地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務

３　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下「令」という。）第一条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　医師の確保を特に図るべき区域において行った医療の提供に関する業務（前項各号に掲げる全ての業務を含むものとする。）の内容

二　前号に掲げる業務を行った期間

三　第一号に掲げる業務を行った医師少数区域等所在病院等の名称及び所在地

四　第一号に掲げる業務を行うこととなった理由

五　第一号に掲げる業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境

六　第二号の期間及び当該期間の前後における勤務地その他の勤務の状況

七　前各号に掲げる事項のほか、法第五条の二第一項の認定をするために必要な事項

第一条の二の二・第一条の二の三　（略）

第一条の九の二の二　令第三条の二第一項第一号ハの規定により内科又は外科と同号ハ⑴から⑷までに定める事項とを組み合わせるに当たっては、当該事項又は当該事項のうち異なる複数の区分に属する事項とを組み合わせることができる。この場合において、同一の区分に属する事項同士を組み合わせることはできない。

２　（略）

第六条の三　（略）

２　（略）

一～十五　（略）

十六　第一条の十一第一項各号に掲げる体制を確保していること、第七条の二の二の規定による公表並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号まで及び第十五条の四第四号に掲げる事項を行っていることを証する書類

３～５　（略）

（認定を受けた臨床研修等修了医師を管理者とする病院等）

第七条の二　法第十条第三項の厚生労働省令で定める病院は、地域医療支援病院のうち医師少数区域等所在病院等に対して医師を派遣し、又は医師の確保を特に図るべき区域における医療の質の向上若しくはその環境の整備に資する事業を行う病院とする。

２　法第十条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　地域における医療の確保のために当該病院を管理することが適当と認められる者（令和二年四月一日以降に臨床研修を開始した医師以外の医師に限る。）に病院を管理させる場合

第一条の二の二・第一条の二の三　（略）

第一条の九の二の二　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下「令」という。）第三条の二第一項第一号ハの規定により内科又は外科と同号ハ⑴から⑷までに定める事項とを組み合わせるに当たっては、当該事項又は当該事項のうち異なる複数の区分に属する事項とを組み合わせることができる。この場合において、同一の区分に属する事項同士を組み合わせることはできない。

２　（略）

第六条の三　（略）

２　（略）

一～十五　（略）

十六　第一条の十一第一項各号に掲げる体制を確保していること、第七条の二の規定による公表並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号まで及び第十五条の四第四号に掲げる事項を行っていることを証する書類

３～５　（略）

（新設）